

ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2026年
4・5月号
No.385



New 特集 「Close-up」 No.7 クローズアップ 青年部会 U40座談会

仲間と歩む法人会。歴史と、これから。



法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項 飯野光彦会長 旭日小綬章受章祝賀会

従業員の退職金準備は とく たい きょう 特退共 特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



公益社団法人北沢法人会 今後の予定

■5月15日、6月12日、7月17日、8月28日(金) 13:00~16:00

税理士相談(参加者募集中)／北沢法人会館 税理士会北沢支部の税理士先生が、マンツーマンで相談にのってくれます！
※お申し込み詳細は北沢法人会へお気軽にお問い合わせください。

■5月21日(木) 13:30~16:00 新設法人説明会

／北沢法人会 法人を設立した方へ「法人税」「消費税」「源泉所得税」の計算、申告・納付に至るまでをわかりやすく解説！

■5月24日(日) 10:00~13:00 梅丘支部「豪徳寺たまにゃん祭り」

／豪徳寺商店街 近くにお住まいの方はぜひ遊びに来てください。

■5月25日~7月6日 毎週月・木18:00~20:00 簿記講習会初級コース(参加者募集中)

／北沢法人会館 ※6/4(木)は実施しません。全経商業簿記講座3級程度の内容です。詳細は同封のチラシをご覧ください。

■6月5日(金)

第15回通常総会／うめとぴあ17:00(予定)
懇談会／梅丘パークホール18:15時(予定)

■6月18日(木) 13:30~16:00 決算法人説明会(参加者募集中)

／北沢法人会館 決算をむかえる法人の方へ、税金の申告、納付について、税理士会の税理士、北沢税務署の職員がわかりやすく解説！

●北沢法人会ホームページがリニューアル 予定の確認が可能に！各セクションも随時アップデートして行きます。

※お申込みお問合せは北沢法人会までお気軽にどうぞ。

Tel. 03-5450-7121

Fax. 03-5450-7122

mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp



事務局通信

【公益社団法人 北沢法人会 第15回通常総会・懇談会】

日時 6月5日(金) 場所 総会／うめとぴあ17:00(予定)
懇談会／梅丘パークホール18:15(予定)

※5月12日理事会終了後、ご案内・出欠返信はがき(委任状)を郵送いたします。
ご出欠にかかわらず「委任状はがき」のご提出をお願いいたします。

出席・欠席にかかわらず

委任状はがきを

5/29(金) 必着で

ご提出ください

地域情報

女子サッカーなでしこリーグ1部 第13節

スフィーダ世田谷FC × ASハリマアルビオン

6月13日(土) 13:00~
駒沢オリンピック公園

ほうじん北沢
Houjin Kitazawa

2026年
4・5月号
No.385

公益社団法人
北沢法人会 広報誌
第385号
令和8年5月1日発行



梅ヶ丘駅から徒歩2分「北沢法人会館」

CONTENTS

今後の予定／コンテンツ 1

New 特集 「Close-up」No.7 青年部会・U40座談会

吉村捷平、中西雄大、東宏樹、城拓実、國分麻里耶、小林祐太、中村隼人、生野貴昭 2~4

飯野光彦会長 旭日小綬章受章祝賀会 5・6

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項 7・8

(東法連)女連協全体連絡会議&絵はがき選考発表 9

女性部会 第20回全国女性フォーラム(埼玉大会) 10

北沢税務署からのお知らせ 11

世田谷都税事務所からのお知らせ 12

連載 経理の知識 税理士 角光将 13

連載 大切です！就業規則 第89回 社会保険労務士 斉藤信之 14

連載 No36ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 山崎由紀子 15

会員紹介 Chai Pyo／株式会社 IMU-LABO／一般社団法人 相続支援協会 16

支部・部会・委員会活動 下北沢支部／代沢・代田支部／梅丘支部 17・18

桜上水支部／千歳台・船橋支部／給田・北鳥山／南鳥山・粕谷支部／青年部会 19・20

女性部会 21

伝統をつなぎ、
未来を創る若き
経営者たちの本音。

New 特集 「Close-up」No.7

青年部会 U40座談会

これまで『Close-Up』コーナーでは、北沢法人会の立ち上げや発展に多大なご尽力をいただいた壮々たる方々をご紹介してきました。今回は少し趣向を変えて、歴代の先輩方が作り上げてきた北沢法人会のこれからを担う「若手」にフォーカスし、法人会へ抱いている様々な思いをお届けします。青年部会の中でも40歳以下の会員を集めた座談会、『U40座談会』から、ナマの若手の声をお届けします！

会場：えくぶり／ホットサンド専門カフェ／下北沢

・下北沢の隠れたホットサンドの名店「えくぶり」さん。ご厚意により実費のみで19:00~21:00の間、店舗全体を貸し切らせていただきました。お陰様で、8名の若手が忌憚なく法人会の今までとこれからを話すことができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

■1. 法人会への扉：地域に根ざした「信頼のボタン」

生野：「——どうして法人会に入ろうと思ったんですか？」

中西：「昨年、國分さんから面白い会があるところを紹介をいただいていたので、そういう団体への憧れもありました」

城：「会員がお店をやっていることを知って、実際に来てくださる。その温かみをありがたく実感したのも決め手の一つでした」

法人会に加入するきっかけとなったこと。それはほぼ全員において「人からの紹介」でした。知人や先輩経営者、バーを経営している城さんは自身の店舗に訪れた会員との交流からも縁が生まれ、加入に至る……という流れでした。

加入当初は「経営者として大先輩ばかりの場所に、自分は馴染めるだろうか」という不安もあったようですが、屋形船やゴルフ、地域イベントを通じて先輩たちの懐の深さに触れ、徐々に

その輪に溶け込んでいきました。「経営者ゆえの悩みを分かち合い、助け合う、地域密着型のネットワーク」という価値が、世代を超えて「信頼のボタン」として受け継がれていることがうかがえます。

■2. 「繋がりが作るネットワーク」の得難い価値

生野：「たくさんあると思うけれど、北沢法人会に入って良かったことはなんですか？」

小林：「まずその場において楽しいことです。そしていろんな業界の深いお話が聞けることです」

中村：「そうですね。同時に、たくさんの方からお話を伺うことで、自身の事業の強みと方向性を定めることに強くつながりました。ビジネス思考と仲間意識がちょうど良く合わさっている法人会ならではの感覚だったと思います」

経営者としても、人生としても経験が比較的浅い若手たち。



個人事業者
生命保険業

東 宏樹 36歳

ソフトテニスバカの保険オタクです。



Bar Garrison
代表

城 拓実 36歳

毎日へべれけ。



(株) 光トラスト
代表取締役

中村 隼人 35歳

法人会活動頑張ります！



Infinion Technologies Japan K.K.
Senior Specialist

中西 雄大 32歳

あだち充展感動、南ちゃんのような人を探し中。



株式会社ソルテクノス
マネージャー

小林 祐太 26歳

世田谷区で26年程、電気通信工事業をやっている会社です。



フリーランス
美容師

國分 麻里耶 35歳

みんなと仲良くなりたいです。



ゼロ＝バース・クリエイション
話を聞いて作る人

生野 貴昭 36歳

もやもや企画をカタチにします。殺陣もやります。



株式会社i-tec24
専務取締役

吉村 捷平 35歳

今年も北澤八幡祭よろしくおねがいします！

その全員が共通して挙げたのは、単なる名刺交換に留まらない「深いつながり」でした。異なる業界の経営者と本音で語り合うことは、自社の中だけでは得られない大きな刺激となったことが満場一致で語られました。

業種の中だけで固着しがちな視野を、広げて高めることができる。北沢法人会における「固い繋がり」は、「心地よい居場所」でありつつ、同時に「経営の視野・視座を広げる機会」として、若手を導く道標となっています。

実務に直結する「頼れる専門家ネットワーク」としての側面も見逃せません。「2店舗目を出す際の内装工事」「不意のトラブルでの弁護士相談」「資金繰りでの金融機関との橋渡し」など、経営上の課題に直面したとき、すぐに顔の浮かぶ専門家へパッと相談できることが安心感として多く挙げられました。

■3. 社会とつながる「手触り感」のある喜び

吉村:「よかったと言う点でさらに言うなら、自分と社会とのつながりをより強く感じられることが唯一無二かなと思います。租税教育やお祭りなどの、公に触れてお役に立つ活動を幅広い人と協力しながらできる環境は、とても貴重だと思います」会社で事業として行なっている日々の業務。その向こうには社会があって人がいることを、忙しさや目先の判断で見失ってしまうことが多々あります。そんな時に、法人会での活動が私たち若手を「社会」へと引き戻してくれる。そう考えるメンバーも多く見られました。

ゆるキャラの着ぐるみを被って子供たちと触れ合うとか、子どもたちに一億円を持ってもらおうとか……。そういった、本当に唯一無二の経験を振り返れば、「自分たちが地域社会に生かされていることを実感し、どう還元できるかを考える貴重な機

会になった」と思えます。

目先の利害を超えて、地域のために汗を流す——そんな草の根的な活動の中に「社会とつながる温かみ」という法人会の理念を感じ取っていました。

■4. 未来への提言：「もっとつながる」ためのアップデート

生野:「そんな魅力のある法人会だけど、どうなっていってほしいですか？ どういうところを広めて、改善して行けたらなど」

國分:「支部がある地域ごとに、いろんなイベントや出来事があると思うので、そういうのを知るために支部ごとのつながりをもっと強めたいなあ、と思います」

東:「全体的に活動が見えづらく、さらに言えば「楽しそう」と見える発信の場をより強化していくといいかもしれないですね」座談会では、現状の素晴らしい活動をさらに活かすための前向きな提案も次々と飛び出しました。

●活動の「見える化」と共有:「各支部がどんなに面白い事業をしているか、もっと知りたい」という声が多く挙がりました。活動内容を積極的に共有し、組織全体の動きを可視化することで、会員同士の関心をさらに高められるはずです。

●支部の垣根を越えたフットワーク: 支部ごとの伝統を尊重しつつ、若手らしい軽やかなフットワークで「支部まわり青年部会」などを開催し、横のつながりをさらに強固にしたいという意欲的な意見もありました。

●「楽しさ」と「効率」の両立: 事務作業の合理化を図り、生まれたリソースを「経営者としての深い交流」に集中させたいという提案です。具体的には、青年部会におけるペーパーレ

ス化の推進などが挙げられます。資料配布などの事務負担をデジタルで軽減することで、会員同士が顔を合わせて対話する「本質的な時間」を最大化することを目指します。

●北沢法人会そのものの魅力を对外発信したい: 内部の結束を固めるだけでなく、この組織が持つ「人の温かさ」や「学びの深さ」を、外に向けても積極的に発信していくべきだという意見が出ました。まだ法人会を知らない地域の事業者の方々に魅力を届ける広報の機会を増やすことで、新しい仲間を迎え入れる好循環を作りたいと考えています。

「お世話になっている法人会を、もっと開かれた、ワクワクする場所にしたい」という若手たちの強い期待をたくさん聞くことができました。

■5. 次世代が創る、新たな「ホーム」

生野:「急なお声がけにも関わらず、こうして集まっていたいてありがとうございました。このフットワークと連携が、私も法人会の良いところで、頼もしいところだと強く思いました」

今回のU40座談会を通して見えてきたのは、北沢法人会をより良い団体にしていこうとする、とても前向きなエネルギー

でした。

若手にとって法人会は、単なる納税者の団体ではなく、「業界を越えて助け合い、地域社会に貢献し、共に成長できるプラットフォーム」です。伝統ある先輩方の歩みを大切にしながらも、時代に合わせて「人が自然につながる仕組み」を自分たちの手でアップデートしていく。そうすることで北沢法人会の社会的な意義や、現会員の皆様・これから会員になる方々へのワクワクをさらに強めて行きたい、という思いを共有して、本『U40座談会』は締めくくりとなりました。

変わらぬご助力・ご指導をお願い申し上げます。

青年部会では北沢法人会がこれからも、「地域と経営者、そして世代と世代をつなぐ温かなコミュニティ」として発展していくよう、現在も小学校での租税教室を中心にさまざまな事業を実施、展開しております。

先輩方におかれましては、若い世代に足りない経験量や視座の高さ・視野の広さで、変わらぬご助力・ご指導を頂けると幸いです。

いただいた力と知恵、温かさを原動力に、青年部会はこれからも駆け抜けていきます！



小学生への租税教室のリハーサルに取り組む青年部会



会場には法人会関係者をはじめ約250人が来場した。



栄誉の重みを胸に、みなさまへの感謝を語る、飯野会長のあいさつ。



栄えある叙勲を祝い、壇上では3樽の鏡割りが行なわれた。

令和7年度 秋の叙勲 3月9日(月) セルリアンタワー東急ホテル「ボールルーム」 飯野光彦会長 旭日小綬章受章祝賀会

北沢法人会の飯野光彦会長が、令和7年度秋の叙勲において旭日小綬章の栄に浴されたことを記念し、2026年3月9日(月)セルリアンタワー東急ホテルにて受章祝賀会が盛大に開催されました。

当日は各種団体の代表者や関係者、さらには政界からの来賓も含め約250名が出席し、会場は祝意に満ちた華やかな雰囲気になりました。多数の来場者が集う様子からも、飯野会長のこれまでのご功績と幅広い信頼の厚さがうかがえました。

式典では坂本副会長が総司会を務め、飯野会長との親交の深さを感じさせるエピソードやユーモアを織り交ぜながら、

厳粛さの中にも温かみのある和やかな進行となりました。また、世田谷区の保坂展人区長からも祝辞が贈られ、会に一層の格調を添えました。

さらに、Luminous(ルミナス)によるミニコンサートも披露され、食事が一段落した頃合いでの演出により、来場者は落ち着いた雰囲気の中で音楽をゆったりと楽しむことができました。

本祝賀会は、飯野会長の長年にわたるご功績と地域社会への多大な貢献、さらに北沢法人会の発展に尽力されてきた数々のご功績を称えるにふさわしい、誠に盛大で意義深いひとときとなりました。心よりお祝い申し上げます。

(桜上水支部 広報委員長 高宮英輝)



会場入り口では飯野会長・玲子夫人をはじめ、発起人である北沢法人会副会長が勢揃いし、来場者をお出迎えした。



会場正面左に展示された旭日小綬章。



法人会の税制改正に関する提言の 主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。	対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前:30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前:500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。	「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。	オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

事業承継税制

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。	法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

消費税制

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前:10億円）に引き下げられました。

所得税

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。	寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。 また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。	対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

地方税

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。	家屋に係る免税点は30万円（改正前:20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前:150万円）未満に引き上げられます。



(東法連)女連協全体連絡会議&絵はがき選考発表

令和8年3月4日(水)15時～19時、新宿・京王プラザのエミネンスホールにて東法連女連協の全体連絡会議が開催されました。

1部は、東法連及び全法連女連協の実施報告、講演、東京国税局長と東京主税局長の来賓挨拶、「税に関する絵はがきコンクール」選考結果発表と表彰式でした。今年度の講演は、食品ロス削減に取り組んでいる企業から(株)ニチレイフーズのサステナビリティ推進部長の吉野達也氏による講演テーマは「地球にGood!な活動推進とハミダス活動」を聴講しました。経営者と従業員とともに風通しの良い企業風

土改革をし、これまで以上に無駄なく使い切る捨てない為のフードバンクや子ども食堂への支援、冷凍野菜は動物園に寄付、寄せ集め商品を環境型ふるさと納税に、規格外商品はウェットティッシュにアップサイクル商品に開発しているそうです。会場で焼きおにぎりから作られたウェットティッシュの現物が配られました。

2部の交流懇親会では他会の方々と情報交換を。会食スタイルはケータリングに戻りました。流石、女性部会の皆様!フードロス実行、食べ残しゼロ!ホテルの廃棄食品にも貢献しました。

(女性部会副会長 丸山恵美子)

女性部会 第20回全国女性フォーラム(埼玉大会)

4月16日(木)／参加者:8名／場所:記念講演式典→ソニックシティ(大ホール)、懇親会→パレスホテル大宮

4月16日、ソニックシティおよびパレスホテル大宮において、28県連・391会・1,671名が参加する全国フォーラムが開催されました。

本フォーラムは「彩の国から輝く未来へ ～女性が創る新時代～」をテーマに掲げ、華やかに幕を開けました。オープニングではダンスチーム「VIOLET」による躍動感あふれるパフォーマンスが披露され、会場は大いに盛り上がりました。

第一部の記念講演では、秩父市出身の落語家・林家たい平氏が登壇。「笑顔のもとに笑顔が集まる」と題した講演では、「芸は人なり」という言葉とともに、人とのつながりや日々の姿勢の大切さについて語られ、参加者に深い感銘を与えました。

第二部の式典では、女性部会員による多彩な活動報告が

行われました。出前租税教室やSDGsへの取り組み、食品ロス削減、社会貢献活動、親子TAXツアー、経営勉強会、会員増強活動に加え、エコキャップや使用済み切手の回収活動など、地域社会に根ざした幅広い実践が紹介され、女性部の力強い活躍が印象に残りました。

第三部の懇親会では、各地の法人会会員との交流が深まり、情報交換を通じて多くの学びと新たな気づきを得る貴重な機会となりました。特に仙台北法人会の方々との再会は大きな喜びとなり、来年の長崎大会での再会を約して、笑顔のうちに閉会となりました。

(女性部会 副部会長 広報委員 平塚早苗)



特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体被膜潤滑剤・各種機能被膜。

東洋ドライループ株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.

<https://www.drilube.co.jp>

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式会社大成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777

建物の企画・設計・監理・土地活用のご相談

株式会社 四季建築設計事務所

代表取締役 坂本 哲

〒156-0043 東京都世田谷区松原2-19-9
TEL.03-3328-1117 FAX.03-3328-1357

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦

リネンサプライ クリーニング

株式会社玉川繊維工業所

本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7
パインフィールドビル6階
TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016

ACE エースの作業用手袋

機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。

ネジの総合商社

株式会社セガワ
k-segawa.jp

代表取締役社長 渡瀬 丈史

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰 忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
TEL.03-3325-5630(代) FAX.03-3325-5686

utena
1927年創業

飾らない
人間本来の「自然な美しさ」をテーマに、
お客さまの日常生活や悩みに、
焦点を当てた商品開発をしています。

株式会社ウテナ 〒157-8567 世田谷区南烏山 1-10-22
お客様相談室 0120-305-411/ご注文ダイヤル 0120-87-2040



国税職員採用募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~



適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？
国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

人事院国家公務員試験【採用NAVI】



採用関係お役立ちリンク集



国税庁 YouTube チャンネル(採用)



国税庁採用インスタグラム



(注) 令和7年度の実施状況

各試験区分	税務職員 ※ 高校卒業程度の方
受験資格	1 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者（令和5年4月1日以降に卒業した者が該当する。）及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
申込期間	令和8年6月12日（金）～6月24日（水）
1次試験	令和8年9月6日（日）
試験科目	基礎能力試験（多肢選択式） 適性試験（多肢選択式） 作文試験
2次試験	令和8年10月14日（水）～10月23日（金） ※ 1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査
3次試験	
合格発表	令和8年11月17日（火）
採用案内パンフレット	

国税庁経験者 （国税調査官級） ※ 大学卒業後、8年以上経過の方
令和7年4月1日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
令和7年7月28日（月）～8月18日（月）
令和7年10月5日（日）
基礎能力試験（多肢選択式） 経験論文試験
令和7年11月8日（土）、9日（日）、15日（土）又は16日（日）で指定する1日
人物試験
令和7年12月上旬又は中旬で指定する1日
総合評価面接試験
令和7年12月24日（水）


(注) 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）については、令和7年度の実施状況を記載しています。
令和8年度の試験概要については、令和8年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます！
- 💡 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

納付できる主な税目

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）（23区）、固定資産税（償却資産）（23区）、不動産取得税、自動車税、個人事業税 等

注意事項

- 領収証書は発行されません。
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。
 - 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
 - 事前に登録及びチャージをする必要があります。
※PayPay でのご納付において、本人確認前のチャージ入金にご利用できなくなりました。お支払の際には、本人確認後にチャージする必要があります。
 - eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。
- 東京都主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。
※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマートフォン決済アプリでバーコードを読み取ることで納付できます。
利用できるスマートフォン決済アプリは東京都主税局 HP をご覧ください。
※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税の納付確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明の提示が省略できます。ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。車検用の納税証明が必要な方は、納付後に支払履歴画面等をご用意の上、都税事務所等に申請してください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

東京都主税局 HP の「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。
詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



令和8年度税制改正 仕入税額控除

インボイス制度において、適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者等)から発行される請求書等では、原則として課税仕入れに係る税額控除を行うことができません。

しかしながら、インボイス制度によって影響を受けやすい小規模な事業者への配慮等から、免税事業者等からの課税仕入れがあった場合においても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

今回の令和8年度の税制改正において、その経過措置の見直しが行われましたので確認したいと思います。
なお、この改正は令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

1. 経過措置の適用期限と控除可能割合の見直し

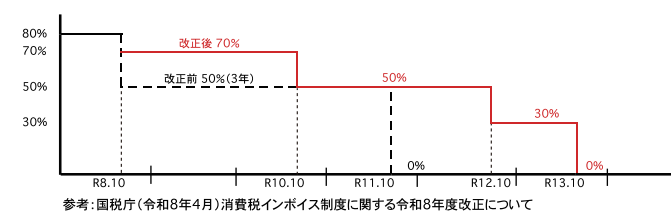
①適用期限の見直し

経過措置の適用期間を2年延長し、2023(令和5)年10月1日から2031(令和13)年9月30日までとする。

②控除可能割合の見直し

控除可能割合を、2026(令和8)年10月1日からは70%、2028(令和10)年10月1日からは50%、2030(令和12)年10月1日から2031(令和13)年9月30日までは30%とする。

■経過措置の適用期間と控除可能割合



表のように、改正後においては、改正前より適用期限が2年延長され、控除可能割合についても、2026(令和8)年10月1日以降70%、50%、30%と改正前より緩やかに減少することになりました。

2. 控除限度額の見直し

改正前では、その年又はその事業年度において、一の事業者から行う課税仕入れの額の合計額が10億円を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについては、経過措置の適用を受けることができませんでした。

今回の改正では、この10億円の控除限度額が1億円とされました。

3. 実務のポイント

①一の事業者との多額の取引がある課税事業者

今回の改正で10億円の控除限度額が1億円に引き下げられるこ

とにより、一の免税事業者との取引額が大きい課税事業者は、取引先との取引額の管理等に注意が必要です。

②免税事業者等への影響

免税事業者等と取引のある課税事業者については、令和8年10月1日以降から50%であった控除可能割合が70%になることにより、一時的ではありますがコストの増加が緩やかになりました。

しかし、緩やかになったとはいえ、経過措置が廃止される予定になっていることから、今後、免税事業者等との取引にも影響がでると思われます。

4. 帳簿及び請求書等の保存要件

今回の改正では見直しがありませんが、保存要件を列記しておきます。

(1)帳簿

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れに係る資産又は役務の内容及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
- ④課税仕入れに係る支払対価の額

(2)請求書等

- ①書類の作成者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に資産又は役務の内容
- ④税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

以上、令和8年税制改正における消費税の重要項目の1つである、免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直しについて述べてまいりましたが、消費税は今後も税収の大きな柱になりますので、課税事業者だけでなく、免税事業者等においても定期的に対策を考えることが重要になります。

■東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会・北沢支部

〒156-0043 世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3階
電話 03-3322-7894 FAX 03-3323-3571
メール kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

■執筆者の紹介

・税理士:角 光将
・事務所:角光将税理士事務所
世田谷区梅丘1-13-12 UME CUBE307
電話:080-4670-6699
E-mail:mitsu3kyu0609@gmail.com

趣味:テニスを大学からしています。
記帳の仕方から法人税や消費税についても精通しておりますので、一緒にお悩みの解決方法を考えてみませんか。お気軽にご相談下さい。



治療と就業の両立支援

改正労働施策総合推進法により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取り組みが、事業主の努力義務になりました。

1. 治療と就業の両立支援とは?

(1)その背景

いままで元気だった方が急に病気を理由に退職されるケースが少なくありません。しかし、少し周囲がサポートをしていれば、本当は、就業をあきらめずに済んだかもしれません。このような問題は、今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも起きてくるでしょう。

(2)治療と就業の両立支援とは

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人から相談があった際に適切に対応できる体制・環境を整備して、必要な就業上の調整や配慮を行う取り組みです。

(3)その効果

従業員の健康確保及び就業継続とともに、従業員全体の安心感やモチベーションの向上がうまれます。それは、人材の定着、生産性の向上といった企業の成長へとつながっていきます。

2. 両立支援を行うための環境整備

(1)事業主の方針を

会社のトップとして両立支援に取り組む基本方針を表明し、社内に周知することで、両立支援に向けた職場風土を醸成します。

(2)従業員への啓発

管理職も含めたすべての労働者に対して、研修等を通じて意識啓発を行います。

(3)相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備

従業員が安心して相談や支援の申出を行うことができるように、相談窓口や申出が行われた場合の情報の取扱い等を明確にします。関係するスタッフの役割や対応手順をあらかじめ整理しておくことが望まれます。

(4)社内制度の整備

短時間の治療が定期的に繰り返される場合、就業時間に一定の制限が必要な場合、通勤による負担軽減のために出勤時間をずらす必要がある場合等があることから、休暇制度、勤務制度を検討して実情に応じて導入し、治療のための配慮を行います。

3. 就業規則へ反映

(1)休暇制度

治療と就業の両立支援においては、既に定めている休暇(休業)の制度の活用のほか、未整備であれば、時間単位の年次有給休暇を導入しても良いかもしれません。ほか、新たに傷病休暇や病気休暇等、当制度に因んだ制度を新設しても良いかもしれません。

(2)勤務制度

一律の出退勤の制度を運用しているのであれば、時差出勤制度やフレックスタイム制の導入などもあるかもしれません。ほか、短時間勤務制度やテレワークもあります。さらには、傷病明けの勤務を考慮してお試し出勤制度を設けても良いかもしれません。

(3)個人情報の保護

疾病の情報は、要配慮個人情報です。個人情報の保護規程の整備も重要です。

4. 導入にあたっての留意点

治療と就業の両立支援は、私傷病である疾病に関わるものであることから、従業員本人からの申出を端緒として取り組むことが基本ですので、病気に罹った方に対して無理強いをするものでないことにご注意ください。

実際の支援にあたっては、事業主が一方的に判断しないようにすることも大切です。例えば①就業継続の希望や配慮の要望をよく聴きとり、十分な話し合い等を通じて本人の了解を得られるよう努める②病気の罹患をもって安易に就業を禁止せず、主治医や産業医等の意見を勘案して、可能な限り配置転換、作業時間の短縮などの必要な措置を講じて就業の機会を失わせないように留意する③疾病及びその治療に対する誤解や偏見等が生じないよう、関係者において必要な配慮を行う、といったことが挙げられます。

参考文献:

厚生労働省リーフレット「治療と就業の両立支援指針(概要)」



レジリエンス社会保険労務士法人

Resilience
レジリエンス社会保険労務士法人

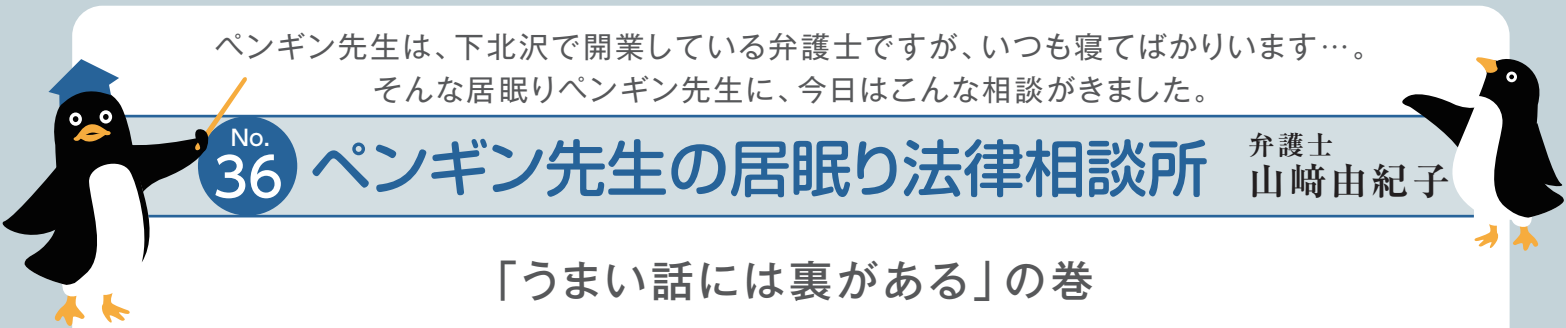
社会保険労務士
斉藤 信之

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷1-33-2

TEL 03-6407-9307

Email: info@resilience-sr.jp

URL: https://www.resilience-sr.jp



ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。
そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました。

No. 36 ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 山崎由紀子

「うまい話には裏がある」の巻

寿司屋の大将:へい…いらっしゃい…

ペンギン先生:あれ?大将、元気ないですね?

大将:いや…なんていうか…恋煩いですかね…

ペ:え?!春の陽気のせいで、頭がおかしくなっちゃったんですか?!

大将:なんてことを!!違います(モジモジ)これを見てください

ペ:こ、これは…

大将:デヘヘヘ、そうなんです。私にも来た遅い春といえますか…

ペ:これは、何のキャンペーンですか?

大将:まつげパーマです。

ペ:え?!大将がまつげパーマ?!!

大将:あははは、お恥ずかしい…

ペ:確かに、大将のまつげ、心なしかくんとしてますね。ところで、「キャンペーンがまた始まった」とありますが、以前にもキャンペーンをしていたのですか?

大将:そうですね。前は4月だったかな。

ペ:割と最近ですね…

大将:いやあ、キャンペーンばっかりですよ。

ペ:それは、不当景品類及び不当表示防止法(景表法)の有利誤認表示に該当する可能性がありますね。

大将:え?!どういうことですか?

ペ:「期間限定」と謳うことで、消費者は「今だけ安い」つまり、今が特別に有利と誤解する可能性があります。しかし、実態として常時同じ価格で提供されている場合には、「今だけ安い」というのはその表示になるわけで、本来存在しない「有利性」を作り出していることになってしまいます。

大将:でも、マリアちゃんはそんな悪徳アイリストじゃないんですよ!!!私に「これであなたもフサフサ!毛はえーる」という育毛剤を格安で販売してくれているんですから。

ペ:確かに、大将のツルピカな頭にうっすら毛が…。

大将:そうでしょう!!

ペ:しかし、そのネーミングは薬機法に抵触しそうですね。

大将:ヤッキホウ?

ペ:「毛が生える」という身体機能の影響を与える効果効能を表示しているの、医薬品レベルの効果があると表示していることになります。医薬品として実際に発毛効果が認められて承認を受けているのであれば良いですが、一般的な美容系のサロンが扱っていることからすると、その育毛剤は医薬品ではないと思うので、薬機法に抵触しますね。

大将:商品前が「毛はえーる」ってだけで、マリアちゃんは「毛が生える」とは言っていない場合でもダメですか?

ペ:薬機法が禁止する無承認医薬品の広告に該当するか否かは、商品の名称やパッケージ、広告内容の全体を踏まえて総合的に判断されますが、「毛はえーる」という商品の名称は育毛という効果効能を直接示唆していますから、おそらく違反と言われてしまうでしょうね。

大将:そうですか…(しょんぼり)。マリアちゃんから紹介されたECサイトからサブスクで契約してしまったのですが、どうしたら良いんでしょうか。

ペ:発毛効果があると信じ込ませるような表示がされている場合には、不実告知や断定的判断の提供に該当することを理由として契約を取り消して、支払った代金を返してもらえる可能性があります。

大将:私の毛がチョロっと生えたのは、単なるプラシーボ効果だったんですかね…。春の陽気につられて浮かれすぎちゃいましたよ。これからはビシッとまた寿司を握ります!!!

ペ:すし徳は、常連割引を無期限にやってくれてもいいんですよ!

大将:常連割引は直ちにやめます。

執筆者紹介

弁護士法人すずたか総合法律事務所

弁護士 山崎由紀子

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目1番21号 新虎ノ門実業会館9階

TEL. 03-6206-6497 TEL. 03-6206-6498

HP: <https://suzutaka-law.com/>

Mail: y-yamazaki@suzutaka-lawoffice.or.jp

次回は水口瑛介弁護士(夫)が担当します。



会員紹介

北沢法人の会員を紹介します。

Member introduction

下北沢支部

Chai Pio

芦田美聡



ちゃいぴお!
みんな笑顔でつながる
魔法のことは1杯のチャイから、
出会いと物語がはじまる

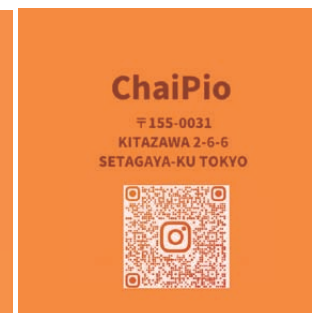


挨拶は「ちゃいぴおー!」



下北沢2-6-6(東口徒歩1分)

10:00-21:00/木曜休



千歳台・船橋支部

レストラン ラプラス(株式会社 IMU-LABO) 代表取締役 井村貢

東京野菜と日本ワインを楽しむ◆成城の食卓に寄り添う、やさしい極上フレンチに舌鼓。

成城学園前駅近くに佇む《La+ ラプラス》は、東京の地産地消を大切にしたい“野菜フレンチ”が楽しめるレストラン。旬の東京野菜を中心とした野菜が主役のフランス料理。素材の持ち味を丁寧に引き出した一皿一皿をご提供しています。日本各地から厳選した日本ワインも豊富に揃え、料理との心地よいペアリングをご提案。店内はモダンで落ち着いた雰囲気が広がり、ライブ感を楽しめるカウンター4席と、ゆったり過ごせるテーブル席をご用意。普段使いの食事から、野菜好き・グルメ・ワイン好きの方はもちろん、女子会やご家族でのお食事、記念日など幅広いシーンに寄り添います。肩肘張らず、それでいて特別感も味わえる、成城の日常に溶け込む居心地のよいフレンチです。【公式HP】レストラン ラプラスで検索



千歳台・船橋支部

一般社団法人 相続支援協会

代表理事 長谷川健郎



相続の "わからない" を、
ゼロにする。

遺言書・生前対策・生命保険など、
あらゆるご相談に、社会貢献事業
としてすべて無償でお応えします。

遺言書作成

遺言執行

遺産整理

不動産売却

ご相談全て無料

住所
世田谷区宮坂2-23-16
Mail
hasegawa@abclife.jp

TEL
080-6831-0070
スタッフ
大杉 / 東山 / 多田 / 塩谷

下北沢支部

第2回公開税務研修会

講師: 税理士・社会保険労務士
(株) 森島総合事務所
森島重樹 様

3月11日(水)/参加者32名/場所:北沢タウンホール4F活動フロア

今回の研修会では、冒頭、新たに入会された歌手として活躍されている三界まゆらさんとおいかわ由衣さんのお二人に歌って頂きました。その歌声は大変に素晴らしく、夜の時間帯の研修会で疲れていた方々も、心と体が癒されたのではないかと思います。

その後、税務研修として、当支部に所属する税理士・社会保険労務士の森島重樹先生に『磯野浪平の相続について考える～フネの相続税対策～』と題して、皆が良く知る某テレビアニメを題材に相続税について講義して頂きました。

その家庭の資産の状況や家族構成によって、遺族(相続人)それぞれの相続する割合(法定相続割合)が変わるのを、さまざまなパターンから解説。また、相続税の基礎控除額、小

規模宅地等の特例、配偶者の税額軽減など、相続と税金について、実際のお金からシミュレーションして具体的に話されたことは、普段、あまり意識することのなかった相続とお金(税金)を知るきっかけになりました。

なかでも、よく起きるトラブルの事例から、後々トラブルにならないために、いまのうちに準備しておくことなどの具体的な話は、将来に禍根を残さないために、いまできる相続対策の話として、日々税務に携わりお客様の問題解決に汗を流しているからこそ話だったといえます。

今回もにぎやかに開催された下北沢支部の税務公開研修会、新年度も仲の良い下北沢支部は、魅力ある支部活動を行って参ります。(下北沢支部幹事 斉藤信之)



池ノ上さくらフェスティバル

4月12日(日)/参加者:18名/場所:池ノ上駅北口まいばすけっと前

4月12日に開催された「池ノ上さくらフェスティバル」は、地域の皆さまのおかげで、笑顔あふれる楽しい一日となりました。

当日は大勢の方にお手伝いいただき、会場は終始にぎやかな雰囲気になっていました。なかでも、池之上小学校前校長の北村先生が焼きそば作りに参加していただき、気さくに声をかけながら場を盛り上げてくださいました。

来場者の方々との交流も自然と生まれ、地域の繋がりをを感じる温かい時間となりました。ご協力いただいた皆さまに心より感謝いたします。

(下北沢支部 副支部長 石割洋子)

代沢・
代田支部

第1回税金クイズの実施

4月12日(日)/参加者:12名/場所:池ノ上駅南口、三益ビル前

代沢・代田支部では、4月12日(日)10時30分より13時30分まで、池ノ上さくらフェスティバルに参加し、三益ビルの玄関前で税金クイズを実施しました。当日は天気にも恵まれ、池ノ上商店会はたくさんの方で賑わい用意した200枚の税金クイズは15時の予定時間を待たずに終了しました。

例年は代沢地区会館で行われる「代沢ワイワイ祭り」で税金クイズを実施してきましたが、今年は早い時期に開催が中止されることになり、いろいろ検討した結果池ノ上のさくらフェスティバルに参加することになりました。

次回からの税金クイズは、祭りへの参加者が多い池ノ上のお祭りに参加する方向で、実施していきたいと思います。

(代沢・代田支部長 望月章次)



梅丘支部

第3回公開税務研修会

講師: 廣田税務会計事務所
(合同会社JSコンサルティング) 税理士
廣田純子 様

3月27日(金)/参加者:21名/場所:北沢法人会館

梅丘支部は3月27日、第3回公開税務研修会を開催。税理士の廣田純子氏より「令和8年度税制改正について」をテーマに、法人税・所得税・資産税の改正点について事例を

交えて解説いただきました。実務に直結する内容に活発な質疑も行われ、終了後の懇親会では参加者同士の親睦を深めました。(梅丘支部長 廣田隆之)



私たちは建物設備・生活インフラの保守管理を通じて、
地域社会の安心と安全を守ります。



エレベーターメンテナンス・防災
アイテック ツーフォー

株式会社 i-tec24

代表取締役 岩本由起子

〒156-0041 世田谷区大原2-7-2
TEL:03-5301-5231 FAX:03-5301-3240



各種広告デザイン

GATT
Design

有限会社ガットデザイン

代表取締役 細井 真一

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B
mobile: 090-1461-0365 e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

支部・部会・委員会活動

南烏山・
粕谷支部

公開税務研修会・講習会「プロスポーツチームの経営と運営の裏側」

2月25日(水)/参加者:25名/場所:烏山区民センター集会室

第1部/第2回公開税務研修会では、「令和8年度税制改正について」

講師:北沢税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 濱田拓真 様

・「個人所得税の課税最低限の引き上げ」・「大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設」

・極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置・インボイス制度の2割特例の経過措置の見直しの話がありました。

第2部/講習会「プロスポーツチームの経営と運営の裏側」

講師:しながわシティバスケットボールクラブ

社長 沢田洋和 様

こちらのクラブは、バスケットボールを始め、5競技を運営している、都内の強豪チームです。苦勞している部分として、立場的に社長とは言うものの、会場のセッティングや、選手移動時のバスの運転者等、なんでも自分達で行っているとの事。また選手の給料面・住宅・外国人選手への気遣い等の裏話をしていただきました。

第3部 講演会・講習会后、会場にてセッティングを行い、懇親会を行いました。

2月末から3月上旬に行われている、「まちゼミ」の参加者からのPR活動報告含め、楽しい時間を過ごしました。

(南烏山・粕谷支部幹事 広報委員 飯塚高行)



青年部会

租税教室研修会

3月3日(火)/参加者:10名/場所:北沢法学会館

3/3(火) 青年部会主催で租税教室研修会を開催致しました。昨年度からスタートした租税教室事業。「青年部会の誰が講師をしても、同じクオリティの授業を子どもたちに届けたい!」という長井部会長の熱意により、今後は青年部会会議の中

での練習会にプラスして、研修会をしていくことになりました。今回は講師未経験者も10名ほど参加し、お互いに、良いところや改善点を指摘し合いながら研鑽いたしました。

(青年部会 租税教室担当副部会長 東宏樹)

3月度部会

青年部会では3月23日月曜日に3月度部会を開催しました。参加者は20名でした。

支部・部会・委員会活動

桜上水支部

公開税務研修会

2月19日(木)/参加者:18名/場所:昭和信用金庫上北沢支店2階ホール

講師: 税理士・社会保険労務士
(株) 森島総合事務所
森島重樹 様



今回の公開税務研修会は講師に青年部会の税理士・社会保険労務士の森島重樹氏をお招きして『消費税について～そもそもインボイス制度の必要性とは～』のテーマで講義していただきました。消費税の仕組みについては「事業者が納付する税額」=「売上げ時に受け取った消費税額」-「仕入れ等の際に支払った消費税額」で計算されることについて、インボイス制度については仕入れ先が課税事業者か免税事業者でどのような違いがあるのか、免税事業者が課税事業者になってもらうことの理由、免税事業者の特例についてなど分かりやすい図を用いて解説していただきました。(広報委員長 高宮英輝)

千歳台・
船橋支部

第2回公開税務研修会

2月17日(火)/参加者36名/場所:平安・世田谷カルチャーパビリオン

講師: 北沢税務署
上席国税調査官
濱田拓真 様



2月17日(火)18:15より、第2回公開税務研修会が開催されました。参加者36名。

今回は、北沢税務署法人課税第一部門 上席国税調査官 濱田拓真様をお招きして、「令和8年度税制改正大綱について」ご講話いただきました。

税金クイズも盛り上がり、ご参加の皆様に素敵なお花、豪華なお弁当をお持ち帰りいただきました。

(千歳台・船橋支部 広報委員 村上義政)

第3回会員会議・懇談会

千歳台・船橋支部では3月24日火曜日に第3回会員会議・懇談会を開催しました。参加者は14名でした。

給田・
北烏山支部

第1回会員会議

給田・北烏山支部では3月31日火曜日に第1回会員会議・懇談会を開催しました。参加者は9名でした。

地域と共に65年、「セーフティドライバー育成」をモットーとし
充実した設備と「親切・丁寧・心のこもった教習」をご提供いたします。

せたがや 自動車学校

〈営業時間〉
平日・土曜 9:00~20:00
日曜・祝日 9:00~19:00
火曜定休日

〒157-0065

世田谷区粕谷1-14-14

TEL.03-3302-3141



建築塗装・防水・外装・内装工事
株式会社ケイサイ

代表取締役 目黒 啓三

〒157-0071 東京都世田谷区千歳台5-7-6 ケイサイビル2F
TEL.03-5429-2061 Email:info@keisai-p.com

女性部会

第4回会員会議

女性部会では2月24日火曜日に第4回会員会議を開催しました。参加者は10名でした。

「北沢税務署長を囲む会」&「報告会」

3/25(水)／「北沢税務署長を囲む会」参加者15名・「報告会」参加者10名／場所:北沢法人会館

令和8年3月25日(水) 15:00から堀込北沢税務署長を囲む会を開催。初めて単身赴任されていた長井税務署でのお話をして頂きました。

職員は署長を含め11人で、山形県の1/4の南部地域1市3町が長井署、残りは米沢署が管轄。女性部会は絵はがきコンクールと租税教室で活躍しているとの報告もありました。長井市は水と緑と花の町で素敵写真と共に紹介して頂きました。16:10からの報告会では、安保統括国税調査官、濱田上席国税調査官に出席して頂きました。令和7年度事業報告、決算報告に続き令和8年事業計画、予算案が議決しました。



飯野会長からお菓子を頂きました。ありがとうございました。
(女性部会長 坂田裕紀子)

次年度も更に活力ある女性部会になるように取り組んでまいります。

飯野会長からあんみつの差し入れ、飛田下北沢支部長から手作りのお饅頭、青



Happy CarLife Maker
車検の**コバック** 世田谷船橋店

有限会社 加藤自動車工業

〒156-0055 東京都世田谷区船橋7-17-23
営業時間:9:00~18:00 定休日:土・日・祝日
TEL:03-3484-3535 FAX:03-3484-3537

北沢法人会広報誌第385号
ほうじん北沢 4-5月号
令和8年5月1日発行

発行所 公益社団法人 北沢法人会
〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1
TEL.03-5450-7121 FAX.03-5450-7122

発行人:飯野 光彦
広報委員長:高宮 英輝
編集委員:細井 真一 菅原 靖

2026.5.01.2000

昭和信用金庫
サポートプラザ

毎月第2・3・4

水

曜日は

オンライン相談も
可能です。

経営に関する

専門家相談会

相談料
無料

第2 水曜日

「税理士相談会」相談員協力：TKC 東京都心会

ご相談いただける内容

事業の相談、事業計画、事業承継、相続税、贈与税、暮らしの税金の相談等

第3 水曜日

「弁護士相談会」相談員協力：東京三弁護士会

ご相談いただける内容

事業に係る法律問題はどんなことでもご相談ください。

第4 水曜日

「社会保険労務士相談会」

相談員協力：東京都社会保険労務士会世田谷支部

ご相談いただける内容

社内規定の制定・見直し、各種助成金、労働・社会保険、働き方改革対応等、人事・労務に関する経営課題

〔相談時間〕 第2・3・4水曜日 ①13:00 ②14:00 ③15:00

専門家相談会は、下記「昭和信用金庫サポートプラザ」で開催いたします！

申込方法

お近くの店舗、または昭和信用金庫(☎0120-872-315)にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

〔予約受付時間〕

平日 9:00 ~ 17:00 まで

相談料

無料

開催日

平日

時間

【完全予約制】 第2・3・4水曜日 13:00 ~ 15:00 (一回45分)

場所

シモキタフロント1階 昭和信用金庫 ATM コーナー隣
世田谷区北沢 2-24-5 (下北沢駅東口徒歩1分)

令和6年9月2日現在

〔昭和信用金庫 店舗一覧〕

本店 ☎(3422)6181	烏山支店 ☎(3300)1361	多摩川支店 ☎042(481)6211	つつじが丘支店 ☎042(482)0211
新宿支店 ☎(3342)3821	大橋支店 ☎(3469)0315	池の上支店 ☎(3422)3141	三鷹支店 ☎0422(47)3131
三軒茶屋支店 ☎(3421)6101	明大前支店 ☎(3323)0511	下高井戸支店 ☎(3321)4155	東小金井支店 ☎042(384)1521
京橋支店 ☎(3552)4091	えびす支店 ☎(3444)4211	笹塚支店 ☎(3328)0151	桜上水支店 ☎(3329)3241
経堂支店 ☎(3420)4121	八幡山支店 ☎(3329)1021	上北沢支店 ☎(3302)8111	